

第 5 編

民 生

— 内 容 —

1	福祉手当助成一覧表……………	5 8
2	生活保護等……………	6 8
3	児童福祉……………	6 9
4	障害者福祉……………	7 2
5	高齢者福祉……………	7 3
6	国民年金……………	7 4
7	国民健康保険……………	7 5
8	健康福祉……………	7 8

1 児童・障害者・高齢者の福祉手当助成関係

名称	関係法令	対象者	説明
子ども医療費支給	子ども医療費支給に関する条例	通院 : 中学校3学年修了の3月31日まで 入院 : 中学校3学年修了の3月31日まで	医療保険制度の適用される医療費の一部負担金から高額療養費、附加給付金及び他法負担分を除いて支給所得制限なし 県1/2補助 (小学校就学前児童のみ) ※県制度の、支給対象は小学校就学前児童
ひとり親家庭等医療費支給	ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例	母子・父子家庭等の18歳に達した日の属する年度末までの児童と、その母又は父等	医療保険制度の適用される医療費の一部負担金から高額療養費、附加給付金及び他法負担分を除いて支給所得制限あり 県1/2補助
児童手当	児童手当法の一部を改正する法律	15歳の到達後最初の3月31日までの間にある子ども(中学校修了前の子ども)を養育している生計の主体者	支給額 0~3歳未満 一律 15,000円 3歳~小学校修了まで 第1子、第2子 10,000円 第3子以降 15,000円 中学生 一律 10,000円 所得制限以上 一律 5,000円 ※所得制限は平成24年6月分から適用
児童扶養手当	児童扶養手当法	母子・父子家庭等の18歳に達した日の属する年度末までの児童を養育している母又は父等	所得制限 扶養親族等の数 所得額 収入額 0人 6,220,000円 8,333,000円 1人 6,600,000円 8,756,000円 2人 6,980,000円 9,178,000円 3人 7,360,000円 9,600,000円 4人 7,740,000円 10,021,000円 5人 8,120,000円 10,421,000円 費用負担 国と地方(都道府県・市町村)の負担割合を、2:1とし、被用者の3歳未満(所得制限額未満)については7/15を事業主の負担とする。(公務員分については所属庁の負担とする)
特別児童扶養手当	特別児童扶養手当法	20歳未満の精神又は身体に障害のある児童を家庭において育てている人	国庫負担金 1/3 1人 43,160円(全部支給) 所得制限あり(一部支給停止、全額支給停止) 2人 53,350円(全部支給) 3人目からは1人につき6,110円~3,060円を加算
心臓病児童手術見舞金	特別児童扶養手当法 心臓病児童手術見舞金支給要綱	18歳未満の児童	1級 月額52,500円 2級 月額34,970円 ○所得制限あり(全額支給停止)
子育て援助活動支援事業利用料助成	子育て援助活動支援事業利用料助成金交付要綱	生活保護世帯・市民税非課税世帯 2人以上の児童のいる世帯(同月に2人以上の児童が利用した場合のみ)	心臓病手術による入院に係る自己負担の2分の1を支給 支給限度額150,000円 ファミリー・サポート・センター及び子育て緊急サポート事業1ヶ月の利用料の半額を助成する。それぞれ1万円を限度とする。

名 称	関 係 法 令	対 象 者	説 明
小児慢性特定疾病児童等助成金	小児慢性特定疾病児童等助成金支給要綱	埼玉県小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者	15,000円/年度
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当	特別児童扶養手当法	重度の身体障害者又は知的障害者等	特別障害者手当 27,350円/月 障害児福祉手当 14,880円/月 福祉手当 14,880円/月 国3/4・市1/4 ○所得制限あり
重度心身障害者福祉手当	重度心身障害者福祉手当支給条例	身体障害者手帳1・2級 ④・A・B	1,750円/月 第2条第1号に該当する者 6,000円/月 第2条第1号以外に該当する者 ○所得制限あり(住民税課税者は支給停止)
難病者福祉手当	難病者福祉手当支給条例	埼玉県特定疾患等医療受給者証の交付を受けている者	4,000円/月
重度心身障害者の医療費の助成	重度心身障害者の医療費の助成に関する条例	身体障害者手帳 1・2・3級 療育手帳 ④・A・B 精神障害者保健福祉手帳 1級	医療保険制度の適用される医療費の一部負担金から高額療養費、附加給付金及び他法負担分を除いて助成する。入院時の食事代は半額助成(20歳未満は全額助成)する。○所得制限あり 県1/2補助(精神障害者保健福祉手帳1級の方については、精神病床の入院に係る費用は助成対象外) ○年齢等による資格制限あり
意思疎通支援者派遣事業	意思疎通支援者派遣事業実施要綱	聴覚障害者及び音声・言語機能障害者等	聴覚障害者等のコミュニケーションを支援するため手話通訳者・要約筆記者を派遣する。
身体障害者等診断書料交付	身体障害者等診断書料交付要綱	身体障害者手帳取得、精神障害者保健福祉手帳取得、補装具費の支給、日常生活用具の給付、難聴児補聴器購入費の助成の申請に必要な診断を受けた者	診断書料の実費とし、1通につき5,000円を限度とする。
補装具費の支給	障害者総合支援法	身体障害者手帳保持者または難病患者等で、補装具を必要とする者。ただし、介護保険適用者は介護保険優先	車いす、補聴器等の費用(それぞれの基準額)を支給する。
難聴児補聴器購入費助成	難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱	市内在住の18歳未満の児童で、両耳の聴力レベルが25デシベル以上で、聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付の対象とならない者	別に定める算定基礎額の3分の2の額を補聴器購入費の一部として助成する。
重度身体障害者居宅改善整備費補助	重度身体障害者居宅改善整備費助成事業実施要綱	身体障害者手帳1、2級の者(下肢・体幹障害)。ただし、介護保険適用者は対象外	対象経費の2/3とし、50万円を限度とする。
身体障害者自動車運転免許取得費助成	身体障害者自動車運転免許取得費助成に関する要綱	身体障害者手帳保持者で一定の要件を満たす者	対象経費の2/3とし、120,000円を限度とする。

名 称	関 係 法 令	対 象 者	説 明
身体障害者用自動車改造費助成	身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱	身体障害者手帳保持者で一定の要件を満たす者	100,000円を限度とする。
重度心身障害者自動車等燃料費助成	重度心身障害者自動車等燃料費助成に関する要綱	身体障害者手帳1・2級又は療育手帳③・Aの交付を受けていて次の要件を満たしている者 ○重度心身障害者が生業に使用し、又は家族等が重度心身障害者のために通所・通学・通院等に使用する自動車等 ○自動車等は重度心身障害者又はその者と生計を同じにする者の所有であるもの	ガソリン1ℓにつき55円とし、月50ℓを限度とする。(自動二輪車・原動機付自転車は10ℓ限度) 軽油1ℓにつき35円とし、月50ℓを限度とする。 LPG1ℓにつき25円とし、月50ℓを限度とする。 (重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成との併給は不可)
障害者日常生活用具の給付	障害者日常生活用具給付事業実施要綱	障害者、障害児、難病患者等で、日常生活用具を必要とする者。ただし、介護保険適用者は介護保険優先	在宅の障害者に対し、日常生活用具を給付する。 【給付の対象となる用具】 便器、特殊便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、視覚障害者用ポータータブルレコーダー、盲人用時計、居宅生活動作補助用具、点字タイプライター、訓練いす、訓練用ペッド、電磁調理器、盲人用体温計(音声式)、聴覚障害者用屋内信号装置、火災警報器、自動消火器、透析液加温器、酸素ボンベ運搬車、頭部保護帽、入浴補助用具、トイレチェア、聴覚障害者用情報受信装置、ストマ用具、点字図書、盲人用体重計、ネプライザー、携帯用会話補助装置、視覚障害者用誘導装置、車椅子用段差昇降機、点字ディスプレイ、携帯用信号装置、電気式たん吸引器 人工内耳用電池、カーシート、パルスオキシメーター等
重度心身障害者福祉タクシニー利用料金助成	重度心身障害者福祉タクシニー利用料金助成に関する要綱	身体障害者手帳 1・2級 療育手帳 ③・A	タクシニーを利用する際、1回の乗車につき1枚使用することができ、1枚につき初乗り料金相当額を助成する。利用券は月5枚の割合で年度当初に交付する。(重度心身障害者自動車等燃料費助成との併給は不可)
聴覚障害者用福祉電話基本料金等助成	聴覚障害者用福祉電話基本料金等助成に関する要綱	聴覚機能障害3級以上及び音声又は言語機能障害で身体障害者手帳の交付を受けている者	基本料金(回線使用料、配線設備使用料、機器使用料、リース料)及び購入設置費を助成する。 ○基本料金 月額6/10 ○フアクシミリ 購入設置費の6/10とし、60,000円を限度とする。 ○電話又はフレッツネット 購入設置費の6/10とし、12,000円を限度とする。
心身障害者補装具等一時貸与	心身障害者補装具等一時貸与要綱	身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者。その他必要と認める者	視覚障害者安全つえ、車いす、ロフトストランドククラッチ貸与期間は、1カ月。
障害者等の補装具購入等に係る利用者負担に対する助成	障害者等の補装具購入等に係る利用者負担に対する助成実施要綱	身体障害者補装具、障害者日常生活用具、小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付対象となった者	補装具の交付、修理、日常生活用具の給付等に係る自己負担金を助成する。

名 称	関 係 法 令	対 象 者	説 明
地域活動支援センター(サービス向上型)等通所者奨励金支給事業	地域活動支援センター(サービス向上型)等通所者奨励金支給要綱	地域活動支援センター(サービス向上型)等に通所している者	1カ月の通所日数が15日以上ある者に月額2,000円の通所者奨励金を支給する。
知的障害者総合補償制度保険料の助成	知的障害者総合補償制度保険料の助成に関する要綱	知的障害者	知的障害者が加入する総合補償制度保険料の一部(課税世帯は保険料の1/2で4,000円が上限、非課税世帯は保険料の7/10で、11,900円が上限)を助成する。
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱	入間市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱第2条に該当する者	在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具を給付する。 【給付の対象となる用具】 便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、入浴補助用具、車いす、頭部保護帽、歩行支援用具、電気式たん吸引器、特殊便器、クールベスト、紫外線カットクローラム、ネプライザー、パルスオキシメーター
在宅重度身体障害者入浴サービス業	在宅重度身体障害者入浴サービス事業実施要綱	家庭において入浴することが困難な重度身体障害者(ただし介護保険適用者は介護保険優先)。	月4回を限度として、入浴サービスを提供する。 利用者負担は、課税世帯では利用料の5%(障害児の場合は、世帯員の所得割額の合計が28万円未満の場合は無料)、非課税世帯及び生活保護世帯では無料。
障害者介護給付	障害者総合支援法	身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病患者等	居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所(ショートステイ)、療養介護、生活介護、施設入所支援 利用者負担は、原則として10%の定率負担であるが、低所得世帯(非課税世帯)は無料、課税世帯でも負担上限額を設定するなどの負担軽減がある。
障害者訓練等給付	障害者総合支援法	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等	自立訓練(機能訓練・生活訓練)、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A型＝雇用型・B型＝非雇用型)、共同生活援助(グループホーム) 利用者負担は、原則として10%の定率負担であるが、低所得世帯(非課税世帯)は無料、課税世帯でも負担上限額を設定するなどの負担軽減がある。
障害者自立支援医療制度	障害者総合支援法	身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児	障害に係る医療費の公費負担制度(精神通院医療、更生医療、育成医療) 利用者負担は、原則として10%の定率負担であるが、負担上限額を設定するなどの負担軽減がある。
障害児通所支援	児童福祉法	障害児	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援 利用者負担は、原則として10%の定率負担であるが、低所得世帯(非課税世帯)は無料、課税世帯でも負担上限額を設定するなどの負担軽減がある。3歳児～5歳児 無償化(3歳に到達後最初の4/1～就学するまで)
障害者相談支援事業	障害者総合支援法	身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病患者等、家族、介護人、関係者	障害福祉サービスの情報や専門機関の紹介、福祉サービスの継続の支援等を行う。また、日常生活で困ったことを一緒に考えて、その解決方法を見つけていく。 地域計画相談支援、地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)、障害児相談支援

名 称	関 係 法 令	対 象 者	説 明								
障害者就労支援事業	障害者総合支援法	身体障害者、知的障害者、精神障害者、家族、関係者	求職相談、就労継続支援、離職後の支援等を行う。また、相談支援センターの相談支援専門員と連携し、生活と就労の支援を総合的に行う。								
障害者移動支援	障害者移動支援事業実施要綱	視覚障害者又は全身性障害者、知的障害者、精神障害者、障害児	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行う。 利用は1カ月当たり60時間を限度とする。 利用料は利用時間により異なる。 利用者負担は、課税世帯では利用料の5%（障害児の場合は、世帯員の所得割額の合計が28万円未満の場合は無料）、非課税世帯及び生活保護世帯では無料。								
障害者地域活動支援センター	障害者デイサービス事業実施要綱 地域活動支援センター（サービス向上型）事業実施要綱	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等	障害のある人が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流等の便宜を図る。 デイサービスの場合は、障害程度により利用料が異なる。 デイサービスの利用者負担は、課税世帯では利用料の5%（障害児の場合は、世帯員の所得割額の合計が28万円未満の場合は無料）、非課税世帯及び生活保護世帯では無料。 サービス向上型の利用者負担は無料。								
障害者福祉ホーム事業	障害者福祉ホーム事業実施要綱	身体障害者、知的障害者、精神障害者	住居を必要としている障害者に、低額な料金を居住室等を提供するとともに日常生活に必要な支援を行う。								
障害者日中一時支援	障害者日中一時支援事業実施要綱	身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病患者等	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息等の支援を図る。 利用料は障害程度により異なる。利用者負担は、課税世帯では利用料の5%（障害児の場合は、世帯員の所得割額の合計が28万円未満の場合は無料）、非課税世帯及び生活保護世帯では無料。								
生活ホーム事業	生活ホーム事業実施要綱	身辺自立している身体障害者及び知的障害者	自立した生活を望みながら家庭環境、住宅事情等により自立が阻害されている身体障害者及び知的障害者が入居し、その社会的自立を助長するための指導及び援助を行う。（自己負担額有）								
心身障害者生活サポート事業	心身障害者生活サポート事業実施要綱	身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病患者等	障害者の方へ1年度150時間を限度として外出支援等のサービスを提供（自己負担額有）								
敬老祝金	敬老祝金等支給条例	9月15日現在引続き1年以上市内に居住し、年度中に77歳、88歳、99歳に達する方	民生委員・児童委員協議会の協力を得て、9月中に敬老祝金等支給対象者に直接支給します。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>77歳</td> <td>祝 品</td> </tr> <tr> <td>88歳</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>99歳</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	金額	77歳	祝 品	88歳	5,000円	99歳	10,000円
年齢	金額										
77歳	祝 品										
88歳	5,000円										
99歳	10,000円										

名 称	関 係 法 令	対 象 者	説 明										
養護老人ホームへの入所	老人福祉法 老人ホーム入所等判定委員会条例	65歳以上の老人で、環境上及び経済的理由により、家庭での養護を受けることが困難な方	入間市老人ホーム入所等判定委員会により入所の要否を判定します。										
在宅高齢者等おむつ事業	在宅高齢者等おむつ事業実施要綱	市内に居住し、本市の介護認定審査会において要支援以上の認定を受けた在宅の高齢者等で常時失禁の状態にある方	紙おむつの給付…指定業者の中から1業者を選択。月額5千円を限度に給付。自己負担1割。 布おむつの貸与…1月あたり720枚以内を貸与。自己負担1割。										
ねたきり高齢者等寝具乾燥車派遣事業	ねたきり高齢者等寝具乾燥車派遣事業実施要綱	市内に住所を有する常時臥床している65歳以上の者が家族が寝具乾燥を行うことが困難な方	月1回程度、寝具乾燥車を無料で派遣します。										
ねたきり高齢者等介護手当	ねたきり高齢者等介護手当支給条例	市内に住所を有する介護保険で要介護の認定を受け、常時臥床の状態またはこれに準じる状態が6か月以上継続している65歳以上の者を常時介護している方	支給額…月額5,000円 ただし、介護を受けている者及び介護者が市民税非課税世帯に属する場合は10,000円 支給月…4月・8月・12月										
一人暮らし高齢者等緊急通報システム事業	一人暮らし高齢者等緊急通報システム事業実施要綱	市内に住所を有する日常生活に不安のある75歳以上のひとり暮らし、日中独居者及び75歳以上の世帯 ※身体障害者手帳1・2級所持者、65歳以上で心身の状況により常時注意を必要とするひとり暮らし、日中独居者も対象	緊急通報装置設置、火災センサー2か所設置、携帯用ペンダントの貸与。緊急通報装置または携帯用ペンダントのボタンを押すか、火災を感知すると電話回線にて警備会社へ連絡。必要に応じ救急車、消防車の出動要請をします。所得に応じて自己負担があります。										
老人憩いの家事業	老人憩いの家設置及び運営管理要綱	原則として市内に居住する60歳以上の方	市内に居住する高齢者に対して健全な憩いの場を提供し、心身の健康増進を図るため、高齢者の身近な地域に気軽に利用できる施設を整備するものです。施設の利用促進を図るために日常管理については地域の老人クラブに委託しています。										
要援護高齢者等タクシー利用料金の助成	要援護高齢者等タクシー利用料金の助成に関する要綱	市内に住所を有する介護保険の要支援及び要介護の認定を受けた者（重度心身障害者福祉タクシー利用料金の助成に該当するものを除く）	1枚500円のタクシー利用券を申請により配布します。1回の利用に2枚まで使用できます。（利用は通院、通所に限る） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>申請月</th> <th>枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月から6月</td> <td>24枚</td> </tr> <tr> <td>7月から9月</td> <td>18枚</td> </tr> <tr> <td>10月から12月</td> <td>12枚</td> </tr> <tr> <td>1月から3月</td> <td>6枚</td> </tr> </tbody> </table>	申請月	枚数	4月から6月	24枚	7月から9月	18枚	10月から12月	12枚	1月から3月	6枚
申請月	枚数												
4月から6月	24枚												
7月から9月	18枚												
10月から12月	12枚												
1月から3月	6枚												

名称	関係法令	対象者	説明
高齢者等支援事業利用者負担軽減事業	高齢者等支援事業利用者負担軽減事業実施要綱	市内に住所を有し、本市の介護認定審査会において認定を受けている低所得者(住民税非課税世帯に属する者等)	介護保険利用料(在宅サービス)自己負担分について一部助成します。 市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方 市町村民税非課税世帯かつ高齢福祉年金受給者 2分の1 市町村民税非課税世帯かつ入間市重度心身障害者福祉手当支給条例第3条第1項第1号該当者 2分の1 市町村民税非課税世帯 4分の1
ねたさき高齢者等訪問理容・美容サービス事業	ねたさき高齢者等訪問理容・美容サービス事業実施要綱	市内に住所を有し、要介護の認定を受けた者(要支援は除く)のうち、病気等により常時臥床の状態又はこれに準ずる状態にあって、その状態が3ヶ月以上継続している者(入院・入所している者は除く)	1枚2,500円の利用補助券を申請により配付します。1回の利用に1枚使用できます。
徘徊SOS支援事業(徘徊位置情報サービス)	徘徊SOS支援事業実施要綱	市内に住所を有する在宅の方で、次のいずれかに該当する方 ①認知症状態により徘徊癖のある方 ②療育手帳の交付を受けている方で、徘徊癖のある方	徘徊癖のある高齢者等に、位置情報通信端末機を貸与することで、徘徊時に対象者の所在地を把握し、早期保護及び安全確保を図ります。 所得に応じて自己負担があります。
徘徊SOS支援事業(徘徊身元確認支援サービス)	徘徊SOS支援事業実施要綱	市内に住所を有する在宅の方で、次のいずれかに該当する方 ①認知症状態により徘徊癖のある方 ②療育手帳の交付を受けている方で、徘徊癖のある方	徘徊癖のある高齢者等に身元確認の助けとなる物品を交付し、早期保護及び安全確保を図ることで介護する者の精神的負担を軽減します。 交付物品 ①爪Qシール(入間市名称及び身元特定番号、市役所の電話番号が登録されたQRコードが記載され、主に爪に貼付するシール) ②かかとステッカー(入間市名称及び身元特定番号が印字された靴に貼付する蛍光ステッカー) ③徘徊SOSキーホルダー(爪Qシールと同様のQRコードが入ったキーホルダー)
エンディングプランサポート事業	エンディングプランサポート事業実施要綱	次の要件を全て満たす方 ①市内に居住する65歳以上の者 ②身寄りがない者又はそれに準じる者 ③生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けていないこと。 ④本人及び同一生計の世帯員(以下「本人等」という。)の月収の合計が、生活保護法の規定による最低生活費に1.3を乗じて得た額(次号において「基準額」という。)以下であること。 ⑤本人等の預貯金の合計額が、基準額に1.2を乗じて得た額以下であること。 ⑥本人等に所有する不動産がない、又は本人等が所有する土地(マンションに係るものを除く。)に係る固定資産税評価額の合計が社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会による不動産担保型生活資金貸付けにおける所有不動産要件の概算評価基準額未満であること。	高齢者に対し、協力事業者と連携して、次に掲げる支援を提供します。 ①自身の死後の葬儀、納骨等に係る協力事業者との生前契約(以下「生前契約」という。)に関する情報を提供すること。 ②生前契約を締結した高齢者について、次に掲げる事項に係る支援プラン(以下「支援プラン」という。)を策定し、当該高齢者の死後の葬儀、納骨等の円滑な実施を図ること。 ア 生前契約の履行 イ 訪問、電話等による安否確認の実施(希望者に限る。) ウ 死亡届出人の確保

名 称	関 係 法 令	対 象 者	説 明																								
介護保険	介護保険法	40歳以上	<p>○ 介護が必要な方が介護保険のサービスを利用する場合は、要介護・要支援認定を受ける必要があります。(40歳から65歳未満の方は、特定の疾病が原因でなければ認定申請はできません。)</p> <p>○ 審査、判定の結果、要介護又は要支援の認定がされますと、次の介護保険サービスを受けることができます。 (要支援の方は受けられないサービスがあります)</p> <p>〈居宅サービス〉訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ、通所介護、短期入所、生活介護など</p> <p>〈地域密着型サービス〉小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)など</p> <p>〈施設サービス〉介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設</p> <p>○ 要支援1、2及び基本チェックリスト等により総合事業の対象者と判定を受けた方は、訪問介護と通所介護は、次のサービスを利用することになります。</p> <p>〈介護予防・生活支援サービス〉訪問型サービス、通所型サービス</p> <p>○ 利用できるサービスの上限額(1か月当たり) (円)</p> <table border="1" data-bbox="715 647 1023 1122"> <thead> <tr> <th>要 介 護 度</th> <th>限 度</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要 支 援 1</td> <td></td> <td>51,700</td> </tr> <tr> <td>要 支 援 2</td> <td></td> <td>108,200</td> </tr> <tr> <td>要 介 護 1</td> <td></td> <td>172,200</td> </tr> <tr> <td>要 介 護 2</td> <td></td> <td>202,400</td> </tr> <tr> <td>要 介 護 3</td> <td></td> <td>277,800</td> </tr> <tr> <td>要 介 護 4</td> <td></td> <td>317,700</td> </tr> <tr> <td>要 介 護 5</td> <td></td> <td>371,900</td> </tr> </tbody> </table> <p>※自己負担は1割～3割</p>	要 介 護 度	限 度	額	要 支 援 1		51,700	要 支 援 2		108,200	要 介 護 1		172,200	要 介 護 2		202,400	要 介 護 3		277,800	要 介 護 4		317,700	要 介 護 5		371,900
要 介 護 度	限 度	額																									
要 支 援 1		51,700																									
要 支 援 2		108,200																									
要 介 護 1		172,200																									
要 介 護 2		202,400																									
要 介 護 3		277,800																									
要 介 護 4		317,700																									
要 介 護 5		371,900																									

名称	関係法令	対象者	説明																						
後期高齢者医療制度の自己負担額	高齢者の医療の確保に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・ 75歳以上の方 ・ 65歳～75歳未満で一定の障害のある方で、埼玉県後期高齢者医療広域連合に申請して認定を受けた方 	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得区分</th> <th colspan="2">自己負担限度額（月額）</th> <th rowspan="2">入院時食事代負担額（1食あたり）</th> </tr> <tr> <th>外来（個人ごと）</th> <th>外来+入院（世帯合算）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">現役並所得者医療費3割負担</td> <td>現役Ⅲ</td> <td>252,600円+医療費が842,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算（多数回該当140,100円）</td> <td rowspan="3">460円（指定難病者は260円に据え置かれます。平成28年3月31日において、既に1年を超えて精神病床上入院中及び合併症等により転退院した場合で同日内に再入院する方は、経過措置により260円に据え置かれます。）</td> </tr> <tr> <td>現役Ⅱ</td> <td>167,400円+医療費が558,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算（多数回該当93,000円）</td> </tr> <tr> <td>現役Ⅰ</td> <td>80,100円+医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算（多数回該当44,400円）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般・低所得者医療費1割負担</td> <td>一般</td> <td>18,000円（年間上限14.4万円）</td> <td rowspan="3">90日までは210円 90日を超えると160円</td> </tr> <tr> <td>低所得者区分Ⅱ</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>低所得者区分Ⅰ</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table>	所得区分	自己負担限度額（月額）		入院時食事代負担額（1食あたり）	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯合算）	現役並所得者医療費3割負担	現役Ⅲ	252,600円+医療費が842,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算（多数回該当140,100円）	460円（指定難病者は260円に据え置かれます。平成28年3月31日において、既に1年を超えて精神病床上入院中及び合併症等により転退院した場合で同日内に再入院する方は、経過措置により260円に据え置かれます。）	現役Ⅱ	167,400円+医療費が558,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算（多数回該当93,000円）	現役Ⅰ	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算（多数回該当44,400円）	一般・低所得者医療費1割負担	一般	18,000円（年間上限14.4万円）	90日までは210円 90日を超えると160円	低所得者区分Ⅱ	8,000円	低所得者区分Ⅰ	15,000円
所得区分	自己負担限度額（月額）		入院時食事代負担額（1食あたり）																						
	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯合算）																							
現役並所得者医療費3割負担	現役Ⅲ	252,600円+医療費が842,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算（多数回該当140,100円）	460円（指定難病者は260円に据え置かれます。平成28年3月31日において、既に1年を超えて精神病床上入院中及び合併症等により転退院した場合で同日内に再入院する方は、経過措置により260円に据え置かれます。）																						
	現役Ⅱ	167,400円+医療費が558,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算（多数回該当93,000円）																							
	現役Ⅰ	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算（多数回該当44,400円）																							
一般・低所得者医療費1割負担	一般	18,000円（年間上限14.4万円）	90日までは210円 90日を超えると160円																						
	低所得者区分Ⅱ	8,000円																							
	低所得者区分Ⅰ	15,000円																							
老齢福祉年金	国民年金法	明治44年4月1日以前生まれの人	<p>満70歳から支給 全部支給 400,100円/年</p>																						

名称	関係法令	対象者	説	明																																																															
拠出年金	国民年金法		<p>老齢基礎年金 原則として65歳から支給。満60歳から繰上げ支給可能。(令和3年4月1日現在)</p> <p>昭和16年4月1日以前生まれの人</p> <table border="0"> <tr> <td>60歳～61歳未満</td> <td>58%</td> <td>63歳～64歳未満</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>61歳～62歳未満</td> <td>65%</td> <td>64歳～65歳未満</td> <td>89%</td> </tr> <tr> <td>62歳～63歳未満</td> <td>72%</td> <td>65歳</td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>昭和16年4月2日以降生まれの人</p> <p>※請求月から65歳の誕生日の前月までの月数×0.5＝減額率</p> <table border="0"> <tr> <td>60歳</td> <td>—</td> <td>70%</td> <td>63歳</td> <td>—</td> <td>88%</td> </tr> <tr> <td>61歳</td> <td>—</td> <td>76%</td> <td>64歳</td> <td>—</td> <td>94%</td> </tr> <tr> <td>62歳</td> <td>—</td> <td>82%</td> <td>65歳</td> <td>—</td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>子の加算</p> <table border="0"> <tr> <td>1級</td> <td>976,125円/年</td> <td>子1人</td> <td>……</td> <td>224,700円/年</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>780,900円/年</td> <td>子2人</td> <td>……</td> <td>449,400円/年</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>子3人</td> <td>……</td> <td>524,300円/年</td> </tr> </table> <p>障害基礎年金 (旧法の福祉年金を含む)</p> <p>遺族基礎年金 配偶者と子が受けとるとき(旧法の母子年金を含む)子が受けとるとき(旧法の遺児年金を含む)</p> <table border="0"> <tr> <td>配偶者と子1人</td> <td>……</td> <td>1,005,600円/年</td> <td>子1人</td> <td>……</td> <td>780,900円/年</td> </tr> <tr> <td>配偶者と子2人</td> <td>……</td> <td>1,230,300円/年</td> <td>子2人</td> <td>……</td> <td>1,005,600円/年</td> </tr> <tr> <td>配偶者と子3人</td> <td>……</td> <td>1,305,200円/年</td> <td>子3人</td> <td>……</td> <td>1,080,500円/年</td> </tr> </table>	60歳～61歳未満	58%	63歳～64歳未満	80%	61歳～62歳未満	65%	64歳～65歳未満	89%	62歳～63歳未満	72%	65歳	100%	60歳	—	70%	63歳	—	88%	61歳	—	76%	64歳	—	94%	62歳	—	82%	65歳	—	100%	1級	976,125円/年	子1人	……	224,700円/年	2級	780,900円/年	子2人	……	449,400円/年			子3人	……	524,300円/年	配偶者と子1人	……	1,005,600円/年	子1人	……	780,900円/年	配偶者と子2人	……	1,230,300円/年	子2人	……	1,005,600円/年	配偶者と子3人	……	1,305,200円/年	子3人	……	1,080,500円/年	
60歳～61歳未満	58%	63歳～64歳未満	80%																																																																
61歳～62歳未満	65%	64歳～65歳未満	89%																																																																
62歳～63歳未満	72%	65歳	100%																																																																
60歳	—	70%	63歳	—	88%																																																														
61歳	—	76%	64歳	—	94%																																																														
62歳	—	82%	65歳	—	100%																																																														
1級	976,125円/年	子1人	……	224,700円/年																																																															
2級	780,900円/年	子2人	……	449,400円/年																																																															
		子3人	……	524,300円/年																																																															
配偶者と子1人	……	1,005,600円/年	子1人	……	780,900円/年																																																														
配偶者と子2人	……	1,230,300円/年	子2人	……	1,005,600円/年																																																														
配偶者と子3人	……	1,305,200円/年	子3人	……	1,080,500円/年																																																														

2 生活保護等

	平成31年4月1日現在	令和2年4月1日現在	令和3年4月1日現在
人口	148,297 人	147,542 人	146,808 人
被保護世帯	970 世帯	981 世帯	1,049 世帯
被保護人員	1,273 人	1,245 人	1,302 人
保護率	0.858 %	0.844 %	0.887 %

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活扶助	655,538,100 円	640,489,379 円	659,992,784 円
住宅扶助	374,328,872 円	381,804,993 円	392,414,308 円
教育扶助	11,175,197 円	8,430,825 円	7,188,178 円
介護扶助	67,294,327 円	86,089,449 円	93,540,934 円
医療扶助	952,475,268 円	1,064,157,936 円	1,026,275,986 円
出産扶助	1,153,738 円	0 円	0 円
生業扶助	6,520,845 円	5,473,579 円	4,619,803 円
進学準備給付金	600,000 円	500,000 円	900,000 円
就労自立給付金	495,265 円	609,800 円	636,328 円
葬祭扶助	5,177,119 円	8,183,771 円	4,526,924 円
保護施設事務費	1,694,140 円	1,925,920 円	1,799,775 円
日常生活支援 住居施設委託事務費		(令和2年度より)	107,640 円
計	2,076,452,871 円	2,197,665,652 円	2,192,002,660 円

住居確保給付金

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
支給延べ人数	85 人	95 人	1,139 人
支給金額	3,330,700 円	3,899,660 円	48,507,000 円
1人あたり支給額	39,100 円	41,000 円	42,600 円

3 児童福祉

(1) 公立保育所一覧表

令和3年4月1日現在

施設名	定員	保育実施人数		職員数	設置年月日
		三歳未満児	三歳以上児		
豊岡保育所	150	27	61	(9) [3] 26	昭26.9.16
金子第一保育所	120	16	40	(3) [4] 21	昭30.4.1
金子第二保育所	84	18	43	(4) [6] 21	昭31.5.1
藤沢保育所	120	30	60	(12) [12] 40	昭28.5.1
藤沢第二保育所	120	39	66	(12) [10] 40	昭45.11.1
宮寺保育所	120	17	41	(5) [7] 24	昭34.4.2
二本木保育所	60	15	36	(3) [6] 20	昭43.4.1
黒須保育所	90	19	43	(13) 17	昭45.1.1
東金子保育所	90	20	49	(8) [7] 26	昭48.8.1
高倉保育所	90	17	44	(6) [6] 23	昭50.6.1
西武中央保育所	90	25	64	(7) [8] 29	昭53.4.1
合計	1,134	243	547	(82) [69] 287	

注 職員数（ ）は臨時職員数再掲
〔 〕は嘱託職員数再掲

(2) 私立保育園・認定こども園

令和3年4月1日現在

施設名	定員	保育実施人数		職員数	設置年月日
		三歳未満児	三歳以上児		
豊岡保育園	120	38	72	(8) 24	大15.4.6
あけぼの保育園	120	39	74	(23) 42	昭31.4.1
いるま保育園	120	55	80	(20) 30	昭48.4.1
こどものくに保育園	90	31	57	(19) 30	昭50.6.1
ゆりかご保育園	120	34	67	(10) 31	昭52.4.1
しらさぎ保育園	90	36	56	(21) 33	昭52.4.1
茶々保育園	120	58	72	(30) 45	昭54.4.1
おおぎ第二保育園	60	31	36	(14) 36	昭57.4.1
あけぼの保育園分園	29	9	18	(3) 7	平16.4.1
わかばの森保育園	20	23	0	(2) 11	平17.4.1
杏ほいくえん	90	36	60	(16) 33	平19.4.1
木の実保育園	69	34	39	(16) 28	平19.4.1
むさしっこ保育園	90	29	33	(14) 30	平20.4.1
どろんこ保育園	70	31	38	(14) 32	平27.4.1
おおぎこども園 (認定こども園) 合計	(教育) 15	0	18	(41) 67	平31.4.1
	(保育) 120	52	63		
合計	1,343	484	702	(251) 479	

注 職員数()は臨時職員数再掲

(3) 学童保育室（公設公営 20 施設、*公設民営 2 施設）

令和 3 年 4 月 1 日現在

名 称	所在地	定員	学 年 別 内 訳							入室率 (%)	開設年月日 注 1
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計		
豊岡学童保育室	向陽台 1-1-14	70	24	20	20	2	0	0	66	94.3	昭 48. 8. 21 (S59. 4. 1)
藤沢学童保育室	上藤沢 384-3	40	21	17	10	0	0	0	48	120.0	昭 51. 8. 1 (H6. 4. 28)
西武学童保育室	野田 498	40	11	11	12	4	0	0	38	95.0	昭 54. 10. 1 (平 27. 4. 1)
西武第二学童保育室	野田 498	40	13	9	13	4	0	0	39	97.5	平 27. 4. 1
東金子学童保育室	小谷田 1465	70	10	17	10	5	1	0	43	61.4	昭 56. 6. 1
藤沢北学童保育室 注 2	東町 7-10-20	70	45	28	29	9	0	0	111	158.6	昭 58. 6. 1
高倉学童保育室	高倉 4-6-17	70	11	18	11	7	0	0	47	67.1	昭 59. 4. 1
黒須学童保育室	春日町 2-14-59	70	29	25	13	0	0	0	67	95.7	昭 62. 4. 1
扇学童保育室	久保稲荷 5-7-14	60	24	22	13	0	0	0	59	98.3	平元. 4. 1
扇第二学童保育室	久保稲荷 5-7-14	50	20	18	12	0	0	0	50	100.0	平 22. 4. 1
*金子学童保育室	西三ツ木 150	50	9	14	5	4	0	0	32	64.0	平 2. 7. 1
*金子第二学童保育室	西三ツ木 150	40	11	7	4	0	0	0	22	55.0	平. 4. 1
狭山学童保育室	二本木 71-1	70	22	16	21	7	0	0	66	94.3	平 3. 7. 1 (H20. 4. 1)
藤沢南学童保育室	上藤沢 37-2	40	11	8	4	5	3	0	31	77.5	平 4. 4. 1 (H30. 4. 1)
藤沢南第二学童保育室	上藤沢 37-2	40	12	5	6	4	3	2	32	80.0	平 30. 4. 1
藤沢東学童保育室	東藤沢 7-9-1	70	13	14	8	8	1	0	44	62.9	平 5. 4. 1
藤沢東第二学童保育室	東藤沢 7-9-1	40	14	10	8	6	1	0	39	97.5	令 2. 4. 1
仏子学童保育室	仏子 433-1	50	17	11	11	7	1	0	47	94.0	平 8. 4. 1
宮寺学童保育室	宮寺 594-1	35	17	14	7	0	0	0	38	108.6	平 12. 11. 1
新久学童保育室	新久 500	60	12	13	8	1	3	1	38	63.3	平 17. 4. 1
東町学童保育室	向陽台 2-1009-3	55	15	12	7	4	2	0	40	72.7	平 19. 4. 1
東町第二学童保育室	向陽台 2-1009-3	40	5	13	9	5	3	0	35	87.5	平 31. 4. 1
合 計		1,170	366	322	241	82	18	3	1,032	88.2	

注1 開設年月日（ ）は改築年月日

注2 藤沢北学童保育室は、令和 3 年度のみ緊急的な待機児童対策として、藤沢北小学校内に分室を設け、児童を受け入れている。

(4) 学童保育室（民設民営）

令和 3 年 4 月 1 日現在

名 称	所在地	定員	学 年 別 内 訳							入室率 (%)	開設年月日
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計		
アフタールーム「チポリーノ」	下藤沢 1304-2	26	7	3	5	15	1	1	32	123.1	令 2. 4. 1
合 計		26	7	3	5	15	1	1	32	123.1	

4 障害者福祉

(1) 身体障害者手帳所持者数

区 分	H31.3.31 現在	R2.3.31 現在	R3.3.31 現在
1 級	1, 4 5 3	1, 4 4 4	1, 4 6 8
2 級	6 1 6	6 1 8	6 0 9
3 級	6 4 7	6 4 7	6 3 2
4 級	1, 0 0 9	1, 0 2 6	1, 0 1 5
5 級	2 4 3	2 4 3	2 3 3
6 級	2 2 2	2 1 9	2 2 0
計	4, 1 9 0	4, 1 9 7	4, 1 7 7

(2) 療育手帳所持者数

区 分	H31.3.31 現在	R2.3.31 現在	R3.3.31 現在				
① (最重度)	1 8 歳未満	3 3	1 8 4	3 2	1 8 6	3 2	1 8 3
	1 8 歳以上	1 5 1		1 5 4		1 5 1	
A (重 度)	1 8 歳未満	5 0	2 1 7	5 0	2 1 4	5 3	2 1 9
	1 8 歳以上	1 6 7		1 6 4		1 6 6	
B (中 度)	1 8 歳未満	4 5	2 7 5	4 7	2 9 4	4 9	3 1 0
	1 8 歳以上	2 3 0		2 4 7		2 6 1	
C (軽 度)	1 8 歳未満	1 5 4	3 3 6	1 6 1	3 4 0	1 5 9	3 5 4
	1 8 歳以上	1 8 2		1 7 9		1 9 5	
計	1 8 歳未満	2 8 2	1,012	2 9 0	1,034	2 9 3	1,066
	1 8 歳以上	7 3 0		7 4 4		7 7 3	

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

区 分	H31.3.31 現在	R2.3.31 現在	R3.3.31 現在
1 級	9 6	1 1 0	1 1 1
2 級	7 5 9	8 2 0	8 5 4
3 級	4 3 8	4 6 1	4 9 6
計	1, 2 9 3	1, 3 9 1	1, 4 6 1

5 高齢者福祉

(1) 老人クラブ数 (地区別)

令和3年4月1日現在

地区別	豊岡	東金子	金子	宮寺	藤沢	西武	合計
クラブ数	20	7	9	4	9	11	60
会員数	952	447	478	447	550	776	3,650

- 老人クラブへの補助金……………4,630,100円
- 老人クラブ連合会補助金……………588,000円

(2) 老人福祉センター

ア 施設の概要

名 称	入間市老人福祉センター “やまゆり荘”												
所 在 地	入間市宮寺2655番地1												
敷 地 面 積	5,660.65㎡												
建 物 面 積	建1,667.29㎡ 延1,533.45㎡												
建 物 の 構 造	鉄筋コンクリート平屋建												
利 用 定 員	230名												
設 置 年 月 日	平成5年5月28日												
建 設 費	628,180,000円 財源内訳 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>国庫補助金</td> <td>91,200,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般財源</td> <td>536,980,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地方債</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>寄付金</td> <td>0円</td> </tr> </table>	{	国庫補助金	91,200,000円		一般財源	536,980,000円		地方債	0円		寄付金	0円
{	国庫補助金	91,200,000円											
	一般財源	536,980,000円											
	地方債	0円											
	寄付金	0円											

イ 使用料

区 分	入間市・所沢市・飯能市・狭山市、日高市に居住する			入間・所沢・飯能・狭山市・日高市以外に居住する方
	65歳以上の方	60才以上65歳未満の方	その他60歳未満の方	
使 用 料	無 料	100円	200円	400円

・所沢市・飯能市・狭山市・日高市の市民は入間市と同様の料金となります。

ウ 運動施設

名 称	施 設
ミニゴルフ場	ミニゴルフコース (9ホール)

6 国民年金

(1) 被保険者加入状況

令和3年3月末現在

区 分	人 数
第 1 号 被 保 険 者	16,874人
任 意 加 入 被 保 険 者	227人
第 3 号 被 保 険 者	10,107人
合 計	27,208人

(2) 給付状況

ア 拠出年金 (旧法)

令和3年3月末現在

区 分	受給者数	金 額	備 考
老 齢 年 金	285人	128,578,458円	5年年金含む
通算老齢年金	123人	30,829,433円	
障 害 年 金	23人	20,549,100円	
母 子 年 金	0人	0円	
遺 児 年 金	0人	0円	
合 計	431人	179,956,991円	

イ 基礎年金

令和3年3月末現在

区 分	受給者数	金 額
老 齢 基 礎 年 金	41,110人	27,717,451,660円
障 害 基 礎 年 金	1,081人	909,462,700円
障害基礎年金 (30条4)	1,050人	893,915,125円
遺 族 基 礎 年 金	162人	175,664,000円
合 計	43,403人	29,696,493,485円

ウ 福祉年金

令和3年3月末現在

区 分	受給者数	金 額	備 考
老 齢 福 祉 年 金	0人	0円	受給権者 0人

エ その他

令和3年3月末現在

区 分	受給者数	金 額
寡 婦 年 金	10人	4,069,930円

7 国民健康保険

(1) 国民健康保険税

ア 納 期 7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月の年8回
 イ 賦課基準（過去5年間）

区 分	平成28年度～平成29年度			平成30年度～令和2年度		
	医療	支援	介護	医療	支援	介護
所得割	$\frac{6.9}{100}$	$\frac{1.9}{100}$	$\frac{1.2}{100}$	$\frac{7.4}{100}$	$\frac{2.0}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
資産割	$\frac{20}{100}$	—	—	$\frac{10}{100}$	—	—
均等割	15,000	6,000	11,000	20,000	8,000	12,000
平等割	6,000	—	—	3,000	—	—

ウ 賦課状況（過去5年間）

区分 年度別	世帯数 A	被保険 者 数 B (人)	現年度分 調定額 C (千円)	一世帯当 り調定額 C/A (円)	一人当 り調定額 C/B (円)	最高 限度額 (円)	最低額 (円)
平成28 年度 (医療 分と支援分 は対象者が 同じ)	医療分 27,151	46,268	2,596,946	95,648	56,128	520,000	6,300
	支援分 27,151	46,268	694,634	25,584	15,013	170,000	1,800
	介護分 12,438	15,245	244,652	19,669	16,048	160,000	3,300
平成29 年度 (医療 分と支援分 は対象者が 同じ)	医療分 26,157	43,522	2,447,359	93,564	56,232	540,000	6,300
	支援分 26,157	43,522	656,829	25,111	15,091	190,000	1,800
	介護分 11,573	14,004	224,613	19,408	16,039	160,000	3,300
平成30 年度 (医療 分と支援分 は対象者が 同じ)	医療分 25,624	41,672	2,423,323	94,572	58,152	540,000	6,900
	支援分 25,624	41,672	700,141	27,323	16,801	190,000	2,400
	介護分 11,069	13,201	233,329	21,079	17,675	160,000	3,600
令和元年 度 (医療分 と 支援分は対 象者が同 じ)	医療分 24,884	39,667	2,306,850	92,704	58,155	580,000	6,900
	支援分 24,884	39,667	659,674	26,509	16,630	190,000	2,400
	介護分 10,639	12,574	218,029	20,493	17,339	160,000	3,600
令和2年 度 (医療分 と支援分は 対象者が同 じ)	医療分 24,563	38,507	2,273,266	92,548	59,035	610,000	6,900
	支援分 24,563	38,507	646,845	26,334	16,798	190,000	2,400
	介護分 10,379	12,217	213,485	20,568	17,474	160,000	3,600

エ 収納状況（過去3年間）

（単位：円）

年度	区分	調 定 額		収 納 額	未 収 額	収 納 合 割
30年度	現	3,356,794,100		3,186,886,301	(107,500) 169,800,299	94.94
	滞	729,651,302		242,357,248	(39,713,254) 447,580,800	33.22
	計	4,086,445,402		3,429,243,549	(39,820,754) 617,381,099	83.92
元年度	現	3,184,555,400		3,016,591,618	(360,300) 167,603,482	94.73
	滞	609,298,514		207,842,849	(35,783,608) 365,672,057	34.11
	計	3,793,853,914		3,224,434,467	(36,143,908) 533,275,539	84.99
2年度	現	3,133,597,400		2,975,054,099	(7,100) 158,536,201	94.94
	滞	526,714,839		158,604,895	(24,338,393) 343,771,551	30.11
	計	3,660,312,239		3,133,658,994	(24,345,493) 502,307,752	85.61

注（ ）内は不納欠損額

(2) 保険給付状況（過去3年間）

（単位：千円）

項 目		年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		件数	費用額				
療 養 の 給 付	療	入院	件数		7,367	7,281	7,026
			費用額		4,283,884	4,222,318	4,311,656
	入院外	件数		282,209	267,469	237,398	
		費用額		4,362,170	4,281,122	4,077,725	
	養	歯科	件数		71,289	69,442	59,743
			費用額		814,139	770,180	718,531
	合計	件数		360,865	344,192	304,167	
		費用額		9,460,194	9,273,620	9,107,912	
	諸	薬剤支給	件数		196,676	185,651	167,013
			費用額		2,432,133	2,322,662	2,248,695
	費	訪問看護	件数		1,146	1,369	1,588
			費用額		83,018	94,330	120,264
療養費	件数		19,832	18,934	15,645		
	費用額		182,327	175,530	112,566		
その他の給付費	件数		369	418	414		
	支給額		57,766	55,546	45,732		
高額療養費	件数		23,348	23,222	23,227		
	支給額		1,300,367	1,276,724	1,314,136		
移送費	件数		0	0	1		
	支給額		0	0	53		

(3) 被保険者加入状況

令和3年3月末現在

区 分	人 口	被保険者数	加入割合	世 帯 数	国保世帯数	加入割合
平成28年度	148,733	39,105	26.29	63,906	23,405	36.62
平成29年度	148,592	37,274	25.08	64,694	22,729	35.13
平成30年度	148,297	35,134	23.69	65,579	21,911	33.41
令和元年度	147,542	33,986	23.03	66,060	21,595	32.69
令和2年度	146,808	33,656	22.93	66,722	21,636	32.43

(4) 療養の給付関係諸率

項目		年度別	平成30年度	令和元年度	令和2年度
入 院	受 診 率 (%)		20.17	20.96	20.65
	一 人 当 り 費 用 額 (円)		117,261	121,596	126,694
	一 件 当 り 日 数 (日)		16.23	16.32	16.95
	一 件 当 り 費 用 額 (円)		581,496	579,908	613,671
入 院 外	受 診 率 (%)		772.48	770.27	697.57
	一 人 当 り 費 用 額 (円)		119,404	123,289	119,820
	一 件 当 り 日 数 (日)		1.50	1.49	1.46
	一 件 当 り 費 用 額 (円)		15,457	16,006	17,177
歯 科	受 診 率 (%)		195.14	199.98	175.55
	一 人 当 り 費 用 額 (円)		22,285	22,180	21,113
	一 件 当 り 日 数 (日)		1.81	1.74	1.75
	一 件 当 り 費 用 額 (円)		11,420	11,090	12,027
調 剤 ・ 訪 看	受 診 率 (%)		541.49	538.59	495.42
	一 人 当 り 費 用 額 (円)		68,846	69,605	69,610
	一 件 当 り 日 数 (日)		1.23	1.23	1.23
	一 件 当 り 費 用 額 (円)		12,714	12,923	14,051

その他 出産育児一時金 (一件当り) 404,000 円 (平成27年1月1日より)

*平成27年1月1日から産科医療制度加入の医療機関で出産した場合、16,000 円加算

葬祭費 (一件当り) 50,000 円 (平成19年1月1日より)

8 健康福祉

(1) 健康福祉センター

ア 施設の概要

名 称	入間市健康福祉センター										
所 在 地	入間市大字上藤沢730番地1										
敷 地 面 積	17,279.18㎡										
建 築 面 積	4,004.59㎡										
延 床 面 積	7,955.77㎡										
建 物 の 構 造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)3階建										
設 置 年 月 日	平成15年4月1日										
建 設 費	総建設費 3,363,338千円 財源内訳 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>国庫補助金</td> <td>100,706千円</td> </tr> <tr> <td>県補助金</td> <td>80,000千円</td> </tr> <tr> <td>市 債</td> <td>1,768,700千円</td> </tr> <tr> <td>建設基金</td> <td>822,722千円</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>591,210千円</td> </tr> </table>	国庫補助金	100,706千円	県補助金	80,000千円	市 債	1,768,700千円	建設基金	822,722千円	一般財源	591,210千円
国庫補助金	100,706千円										
県補助金	80,000千円										
市 債	1,768,700千円										
建設基金	822,722千円										
一般財源	591,210千円										

イ 開館時間及び休館日

☆開 館 時 間 午前8時30分から午後10時までです。

☆休 館 日 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

ウ 使用料

☆施設使用料(団体利用施設に係る使用料)

(単位 円)

施 設 名	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9時～正午	1時～5時	午後5時30分 ～午後10時	午前9時～ 午後10時
201会議室	200	300	300	700
202会議室	200	300	300	700
203会議室	200	300	300	700
調理実習室	900	1,200	1,300	3,000
301会議室	1,800	2,400	2,700	6,200
302会議室	900	1,200	1,300	3,000
スタジオ	500	600	700	1,600

使用できる団体は、健康、医療、福祉、環境、文化、スポーツ及びまちづくり活動を目的とする団体に限ります。

☆施設使用料（個人利用施設に係る使用料）

（単位 円）

施設名	利用区分	金額	
		65歳未満	65歳以上
トレーニング室	1回券	300	200
	回数券（11回券）	3,000	2,000
	1カ月定期券	3,000	2,000
	3カ月定期券	6,000	4,000

【トレーニング室の利用について】

- 利用時間： 月～土曜日 午前9時～午後10時（受付は午後9時まで）
日曜日 午前9時～午後5時（受付は午後4時まで）
- 利用条件： 15歳以上（中学生を除く）でセンターが行う講習を修了した方
- 使用料： ※市内、所沢市、飯能市、狭山市、若しくは日高市の区域内に住所を有しない方（市内に在勤、又は在学する方を除く。）の使用料は、倍額となります。

☆健康診断に係る費用

（単位 円）

健康診断の種類		対象	金額	
人間ドック		28歳以上の方	37,000	
人間ドック オプション	喀痰（かくたん）検査	人間ドックオプション検査を 希望する方	3,000	
	婦人科 検査		乳がん検査	2,000
			子宮頸がん 検査	3,000
	腫瘍マーカー検査		4,400	
	胃がんリスク検査		5,000	
市民健康診断		16歳以上40歳未満の市民 （職場等で受診機会がある方 は除く）	1,300	
胃がん検診	胃部エックス線 検査	16歳以上30歳未満の市民 （職場等で受診機会がある方 は除く）	1,400	
	胃内視鏡検査	50歳以上の市民で前年度に 同検査を受診していない方	3,000	
肝炎ウイルス検診		40歳以上の市民で過去に同 検査をしたことが無い方	700	
前立腺がん検診		50歳以上の男性市民	1,000	

(2)成人健（検）診の受診状況

健（検）診名	令和2年度 対象者（人）	令和2年度 受診者（人）	受診率（%）	要精密検査（人）
胃がん検診 （30歳以上）	49,578	2,818	5.68	15
（16歳以上30歳未満）	8,820	7	0.08	0
子宮頸がん検診	33,146	5,393	16.27	88
乳がん検診	28,992	4,509	15.55	434
肺がん・結核検診	58,398	12,505	21.41	427
大腸がん検診	49,578	8,645	17.44	628
前立腺がん検診	17,037	2,032	11.93	206
成人歯科検診	8,366	898	10.73	（要医療）680
骨粗しょう症検診	3,337	438	13.13	141
市民健康診断	—	254	—	—
肝炎ウイルス検診（節目）	—	18	—	0
〃（節目外）	—	263	—	2

(3)予防接種の受診状況

予 防 接 種 名	令和2年度 接種者（人）	令和元年度 接種者（人）	増減（人）	備 考
ヒブ（H i b）	3,367	3,421	△54	
小児用肺炎球菌	3,308	3,504	△196	
4種混合	3,341	3,563	△222	
ポリオ（不活化ワクチン）	0	2	△2	
二種混合	1,091	953	138	
BCG	890	762	128	
水痘	1,785	1,763	22	
麻しん風しん混合	1,956	1,934	22	
日本脳炎	5,122	4,744	378	
HPV（子宮頸がん）	161	10	151	平成25年6月積極的勧奨の差し控え
B型肝炎	2,336	2,524	△188	
ロタウイルス	679		679	令和2年度から定期接種
風しん追加対策	457	312	145	平成31年4月から令和4年3月31日までの3年間
高齢者インフルエンザ	26,926	18,054	8,872	
高齢者肺炎球菌	1,798	1,821	△23	

(4) 乳幼児健診の受診状況

(令和2年度)

健 診 名	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
3～4か月児健診	851	818	96.1
1歳6か月児健診	958	916	95.6
3歳児健診	1,097	1,063	96.9

(5) トレーニング室の利用状況

(令和2年度)

利 用 形 態		利用延人数 (人)	利用率 (%)
個人利用者	70歳以上	10,507	45.8
	60歳代	4,270	18.6
	50歳代	3,477	15.1
	40歳代	2,176	9.5
	30歳代	995	4.3
	20歳代	1,186	5.2
	10歳代	352	1.5
	小 計	22,963	100.0
体力度測定 参加者	65歳以上	30	12.9
	65歳未満	202	87.1
	小 計	232	100.0
再 測 定 参加者	65歳以上	5	50
	65歳未満	5	50
	小 計	10	100.0
合 計 (年 間 利 用 延 人 数)		23,205	